

令和6年度・第14回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年5月27日（月） 13:00～16:00

開催場所 SSプラザ川内 301～303会議室

出席委員（18名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（1名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（20名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（1名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・梶原主幹・長沼G員・田上G員・
松下G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ㊟

議事録署名者 _____ 7番 _____ ㊟

_____ 8番 _____ ㊟

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ㊟

令和6年度 第14回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

- 報告第44号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分に
ついて
- 報告第45号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第46号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議事

- 議案第150号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について(知事処分)
- 議案第151号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について(知事処分)
- 議案第152号 農地法第5条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について(知事処分)
- 議案第153号 非農地証明願承認について
- 議案第154号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第155号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第156号 農用地利用集積計画案(利用権設定)の意見決定について
- 議案第157号 農用地利用集積計画案(所有権移転)の意見決定について
- 議案第158号 農用地利用集積計画案(農地中間管理権設定)の意見決定について
- 議案第159号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第113号 農地転用事業計画変更申請(承継なし)の承認について(保留分)

議案第114号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

て(知事処分)(保留分)

議案第118号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承

認について(保留分)

報告第32号 農地形質変更届の専決処分について(保留分)

7 その他

(1) 6月総会の日程について

(2) その他

【開始 13:00】

会 長 皆様、足場の悪い中総会にご出席くださりまして誠にありがとうございます。
ございます。

今日はやっと恵の雨が降り、水が溜まって良かったという人がいればまだ水は欲しくなかったという人もいると思います。

これからも天気が続けば川の水も少なくなるし、水取の争奪もはじまるのではという気もしております。

私の行事としましては、5月10日に令和6年度第1回定例理事会、常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、出席いたしました。

17市町村からの案件が出まして4条が10件、5条が28件という件数がありまして、薩摩川内市は5条が2件という事で常設委員会の方にかかっております。

22日に北薩地域農政推進協議会が北薩地域振興局で開催され、出席しました。色々な議案がありましたが満場一致で可決しております。

その後すぐに北薩地区の農業委員連絡協議会の総会がございまして、私の任期も2年という事で卒業してきました。

そして今日総会があり、参考人招集もありますので皆様意見をお願いいたします。

簡単ですが私の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただ今から、第14回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で、2番：谷山隆信委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名で欠席委員は1名で、33番：永吉康之委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。

それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

5月9日・10日が定例の現地調査です。

10日に令和6年度第1回定例理事会、常設審議委員会がマリンプレスかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席です。

15日が第1回農業委員会だより編集委員会、第13回運営委員会を庁舎の502会議室において開催しております。

21日に市町村農業委員会会長事務局長会議がマリンプレスかごしまで開催され、会長、事務局長が出席されております。

22日が北薩地域農政推進協議会、北薩地区農業委員会連絡協議会が北薩地域振興局で開催され、会長、事務局長が出席しております。

24日に土地開発公社理事会が本庁舎603・604会議室で開催され、下茂会長代理が出席されております。

そして、本日第14回農業委員会総会がSSプラザ川内で開催となっております。

以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告が事務局よりございましたが、何か御質疑

ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
7番：木場 祐二郎 委員
8番：中島 弘和 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第44号「農地法第18条第6項の規定による合意解約
通
知の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第44号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号11番から13番までの3件です。登記地
目 田4筆 3,282 m²の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は12番、13番の2件
で
す。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づ
き、
処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第44号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第44号の説明が終わりました。
これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第44号を終わります。
次は報告第45号「非農地証明発行の専決処分について」を議題と
し
ます。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第45号を説明いたします。資料は3ページから6ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号6番から21番までの16件で、登記地目 田11筆 5,695 m²、畑17筆 7,136 m²、合計28筆 12,831 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第45号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第45号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第45号を終わります。
次に、報告第46号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第46号を説明いたします。資料は7ページをご覧ください。
今月は、受理番号2番の1件で、登記地目は畑2筆 252 m² の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。
転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用

等が確認されました。

そのことについて、依頼して、提出いただいた顛末書では、複数の確認
できない不明な箇所があり、当委員会の総会で判断議決することがで

きな

かったため、直接、お聞きすることが決定されたものです。

初めに、参考人をご紹介します。

向かって

様です。

次に、

です。

続いて、

です。

同じく、

最後に

以上が参考人の方々になります。よろしくお願ひいたします。

早速ですが、質疑に入ります。

参考人は、答弁するときは、必ず、挙手をし、「議長」と一言、発言してから答弁をお願いいたします。

今回、4項目の質疑事項をあらかじめ文書で照会しておりましたので、

その4項目について、私の方から質問いたします。

まず、1点目、申請人へ質問します。

駐車場から現在の宅地分譲地として整備した時期は、顛末書によ

る

と、令和5年7月から8月に工事を実施されていますが、その工事

の判

断は、申請人で検討されたことでよいでしょうか。

また、その際の農地法上の手続きが必要であるという認識はな
かっ

たのでしょうか。

参考人の方は答弁してください。

氏

当初、我々は駐車場にということで、駐車場を申請しまして、その過程でいろいろしている間に、駐車場代が1台1,000円ということになりまして、駐車場には絶対、合わないということ

で、[REDACTED]に無理をいまして、宅地造成の方の申請をしてくださいということでそちらの方に転換しました。

以上です。

議長 只今の答弁に対して、委員の皆様方から、御質疑等ありませんでしょうか。

中原委員 1番中原です。
ということは、駐車場図面がありますよね。その駐車場図面が完成しない間に、その駐車場というのは完成はされたんですか。

[REDACTED]
[REDACTED] 氏 完成しました。
中原委員 完成時の写真をお伺いしますが、施工地の完成の完成写真がありますか。

[REDACTED]
[REDACTED] 氏
工事自体は、トラロープで駐車場の区画割、あと番号札の設置等を行って、一応完成をしたのですが、うちの方での完成写真というのは、撮影はしてありません。

中原委員 普通、工事をする場合は完成写真が付き物だと思いますが、疑いを持つわけではないのですが、駐車場が出来ない間に、既に他のことをされていたのではないかという疑いもあるものですから、そこらへんはきちんとされたのかと思ひまして、質問してみました。

[REDACTED]
[REDACTED] 氏 写真はあります。

中原委員 見せていただけますか。

氏

今日は、持って来ておりませんが、それと、その途中で辞めたのではなく、完全に完成しまして、その後何か月か置いて、それから、その次の工事を始めました。

以上です。

中原委員

完成報告は、農業委員会にはされたのでしょうか。

氏

(返答なし)

中原委員

駐車場で申請されたのであれば、そこら辺の工事は確実に終わって、例えばですが、駐車場が先ほど1,000円とおしゃいましたが、そこらへんが、駐車場が完成した時点で、どんな駐車場の募集をされたのかですね、駐車場として貸しますよという立て看板でも立てたのか、そこらへんをチラシでも配って、駐車場として貸し出しますよという募集をされたのかどうか。

募集をされた時点で先ほどおしゃいました1,000円ではとても合わないということになったのかどうか、そこら辺をお伺いしなかったのかどうかお聞きしたいです。

氏

立て看板もしまして、募集もしました、そこに3ヶ月くらい待っておりましたが、我々が、工事金をかけすぎたものですから、とても合わないということで、方向転換をしました。

以上です。

中原委員

わかりました。

議長

他にご質疑ありませんか。

木下委員 農業委員以外もいいのですか。

事務局 大丈夫です。

徳永(正)委員 顛末書を書いてある中で、最初からボタンのはき違えているのがあって、最後に言おうかと思ったのですが、最初にいろいろな工事をするときに、まず、これが必要だから、駐車場が89台でしたよね。

89台という募集があったのなら、89台でなくても、50台でも60台でもその見込みが立ってから工事をするというのが一般的ですが、見込みでやっていらっしゃいますけど、最初から方向転換の要素があったのではないかというのが一つ、後の質問にも出てくるのですが、途中で住宅の募集があっても、決まったからするという、これは決まってないから建築主にも、しばらく待ってください、3月4月がレモンの時期だから、土を起こさないといけないと、全て順番に追っていけばですね、そういうところがあって、最初からのつまづきというのが、あるのではなかるか、計画的なところがどうだったのか。そこが知りたいです。

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

当初は、あの辺は駐車場がなくて、■■■■■■■■■■さんが、借りているのも、1台が1,000円だったのですよ。

我々は3,000円ぐらい見ていたものですから、当初の駐車場の見積もりが少し甘かったですね。

最初から変更して、住宅用にすれば、良かったですけど、いろいろ、迷惑を掛けましてすみません。

議長 よろしいですか。

議長 ほかに、ご質疑ございませんか。

中島委員 8番、中島です。

1番の項目の質問とは、関係ないように思えますが、顛末書によります
とありますが、令和5年12月12日に雑種地への地目変更登記を申

請
されたとありますが、申請許可が出たのは、令和4年8月、工事完了
が
同年11月15日となっておりますが、その当時の申請許可の第5条
申
請許可書が、当初の予定の駐車場の申請許可書で地目変更する形
ですか。

参考人 (うなずく)

中島委員 わかりました。

議長 他に、御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、次の質疑に移ります。
2点目、申請人及び工事施工業者の方へ質問します。
施工された際の工事図面は、本申請に提出している図面と相違し
ていますか。
また、市有地へ越境して工事した要因をどのように捉えていま
すか。
参考人の方は答弁してください。

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

図面と一部違うところが水路脇の方が L 型擁壁となっていたので
す
が、土羽と張りコンによる施工になっております。
理由ですが、■■■■■■■■■■さんからの指示でL型擁壁が価格高騰など
によっ
て、材料の資材高騰があったので、コスト的に一度駐車場を作っ
て
から
の造成地への変更ということで、コストを下げたいということで、張り
コンの
方の施工になりました。

それ以外は特に、大きく変更してあるところはなく、図面どおり

最初の段階で越境して施工していらっしゃる。

それともう一つ、越境の工事が終わったときに薩摩川内市のどこからか指摘があったということですね。

こういう形で越境部分についても施工部分は越境してないような工事施工に図面どおりにやりましたよと報告をされたかどうかですね。

参考人

(無言)

議長

参考人、お願いします。

氏

越境に関しては、当初、L型擁壁になっていましたので、L型擁壁を境界沿いに入れる予定でしたが、土羽と張りコンに変わったということで、どのように施工するかという打合せをした時に、法尻を面積・境界にしたときに、面積が狭くなるということで、取り方を境界に持ってきてください、というところの打合せで、うちの認識が甘かったというのがあります。

打合せの結果で、法肩を境界にしてしまったというところであり、非常に申し訳なく思っているところでもあります。

すみませんでした。

氏

農業委員会さんへは、報告については、先週でしたかね、いたしました。

そのまま農業委員会の方が、現場をご覧になっていただいている。

一部当初、出した時よりも変更があったものですから、変更後の図面を今日の午前中に持って行ってあります。

農業委員会の方に、午前中、吉原さんの方に持って行ってあります。

ここの総会で渡すようにということであったので、先ほど長沼さんにお渡しいたしました。

事務局

■■■■■■■■■■さん、確認なのですが、今日持って来た図面で、完成しましたよという報告でよろしいですね。

■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■ 氏

完成というのは、宅地分譲としてでしょうか。

事務局

いえいえ、越境部分の工事が完了したという報告が、この図面を持って来たところで、完了しましたよということでよろしいでしょうか。

■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■ 氏

はい大丈夫です。解消しています。

事務局

先週の時に、■■■■■■■■■■さんに話をしたのは、現地を再度、確認に行こうとした時に、越境部分が先ほど言われたとおり、解消されたので、工事が終わったんですかね、ということで、お電話させていただきました。

その時は、排水の所が、若干、図面とは違いましたので、そのところがどうなっているかという確認をされてもらったところなので、完成しているという風には、農業委員会事務局としては捉えておりません。

あくまで、完成しましたよという書類をもらってから、調査に行こうとしておりましたので、越境の図面で完成したという報告でよろしいでしょうか。

■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■ 氏

はい、大丈夫です。

事務局

今、[REDACTED]の方から、先ほど、U路工に変更した図面を貰ったんですけど、われわれの配置図については、この土地境界で対応できるんですけど、元々、あそこは土地改良区が、管理している水路と管理道路になっているんですけど、その時に既設使用届けの図面の差替えは、耕地林務課の方に、提出されたのでしょうか。

[REDACTED]
[REDACTED] 氏

午前中に、土地改良区の事務局の方と耕地林務水産課と都市整備課に持って行ってあります。

事務局

わかりました。ありがとうございます。

議長

ほかに、ご質疑ございませんか。

中原委員

ということであれば、越境部分の工事が完了してから、宅地造成なり、申請をされるべきではなかったのでしょうか。

参考人

(無言)

議長

参考人の方の答弁をお願いいたします。

[REDACTED]
[REDACTED] 氏

今回の農地転用は、1月末で出していると思うんですけど、出す前に土地改良区の[REDACTED]と現場を確認して、越境部分は解消させる方法で、話をしたうえで申請したという経緯があります。

おっしゃるとおり、その申請の段階においては、その越境部分の解消はいつ行うという打合せは、出来ていなかったのもので、おっしゃるとおり、出来ておりませんでした。

申し訳ないです。

議長

ほかに、御質疑ございませんか。

をされている。

農地に戻すべきが当たり前だと思いますが、土地を売却する場合、農地のままでは、所有権移転に、農業委員会からの許可が必要になるために、そのために、農地以外に地目変更しているのではと考えられます。地目変更の意図をお聞かせください。

氏

私が申し上げたのは、宅地分譲のところではなく、残置部分の買収部分のところになります。

あの詳しく申し上げれば、県の開発許可が 3,000 m²以上というルールがあつて、そのものの調整が開発許可を目的としていないものですから、先ほど申し上げた 3,000 m²を超える残地に関してでした。

もう一つ、宅地分譲を考えているところで申し上げており、雑種地から宅地に変更したのは、今、お話がありましたとおり、
さんの方が、買い手さんというか購入検討者と契約と申しますか、現れて、それで、一日も早く名義を変えたいということで、申請の依頼を受けてしたところ
です。

事務局

事務局からですが、地目変更で、農地を関連会社の
さんに、移したいので、雑種地に変えたということでございますが、3条申請を出していらっしゃるのです、雑種地だけど、農地として扱ってくださいね、
ということで、出しているという意図と、そこが矛盾するのではないかと気がします。

そこをどのように整理されているのでしょうか。教えていただけますか。

氏

あくまで、申し上げたのは、今年の1月の話ではなくて、今年の8月から9月においての話です。

一般論として、農地を現状で、普通の不動産会社と申しますか、農業生産法人以外持っているものですから、従来は元に戻す必要があるという固定観念というか、なんとか解消したいというところから、やっていたのです。

ただ、今年の8月から1月にかけて、その件も含めて、皆様に相談させていただき、最終的に雑種地のままで、3条申請で、アドバイスをいただいたものですから、申請したところであります。

事務局

なぜ、このようなことを言いましたのかというと、農地のままであれば、そういうことをしなくても済んだのに、地目変更したわけで、すごくややこしくなっているのではないのかなということを、言っているところなんです。

地目変更してしまってから、名義を変えたのは、法務局では、それで、変更できるかもしれませんが、農地法上の手続きが終了していない状態で、農地法の手続きをきちんと済ませてくださいねという立場で9月6日以降、お願いしてきたところです。

それに係らず9月に地目変更をされているので、そこら辺のところは、どう思って変えられたのか、理解ができないところです。

氏

9月にかけて、前の持ち主に名義を直さないといけないという解釈でいたものですから、結局、売る主に戻して、その状態で、もう一回戻すのは、できないということになったので、12月にそういう方策というか何とかに名義を、残置部分にしたところなんです。

事務局

事業計画変更で残地としての農地を別に名義を変えなくても、3条申請できますよというのを、1月5日に農村振興課から話を受けて、お伝えしてありますが、その前にとしては、地目変更して、関連のに移す段取りとして、した結果が、そういう地目変更の経緯ですよということによろしいでしょうか。

氏

先に申し上げた 1 月 5 日の話で、昨年の話はそういう解釈でいた
ものですから、雑種地に変えたところでした。

事務局

事業計画変更というのが、最初の目的から、異なっていますが、名
義は変えずに、次の段取りにするための手続きになりますから、そこ
はもともと農地だったところを農地部分として残すということで、3 条
申請は、県としてはできますよという回答があるので、今後そういうこ
とがあるのであれば、地目変更とかせずにその段取りで進めてい
ただければ、こういうことにならなかったのかなと思います。

ご認識いただければと思います。

氏

ありがとうございます。

議長 ほかに、御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、次の質疑に移ります。

4 点目、申請人へ質問します。

市有地への越境部分の解消はいつ完成予定ですか。

参考人の方は答弁してください。

氏

先ほど、言いましたとおり、5 月 15 日に全て越境部分については
解消して、工事自体は完了しております。

議長 ほかに、御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、全体を通して、また、4項目以外のその他等について、委員の皆様方から、ご質疑等ありませんか。

中原委員

1番中原です。

農業委員会としても、決まったルールがありまして、それを一つ一つクリアしていったって、初めていろいろなことが前向きになるわけですね。

そこで、申請されました件につきましては、一つ一つ確実にクリアをしていただけたら、このように参考人として来ていただく必要はなかったと思います。

最初、駐車場からされて、宅地造成からあっているところと出てくるわけですが、お願いしたいのは、一つ一つ必ずクリアしていただけたら、全て前向きになるわけですよ。

そこら辺を丁寧にやっていただきたいと思います。

農業委員会としても、特別にいちやもんをつけるということではなくて、一つ一つクリアしてきたことをいままでもルールを守っていただくことに関しまして、一つ一つ許可が出ているわけです。

そこを、きちんと守っていただきたいというふうにお願いします。

議長

ほかに、御質疑ございませんか。

木下委員

3月・4月と総会の中で、今日の参考人招致に向けて、いろいろ検討をして、今日のこのような場を迎えましたが、私たちが、思っているのは、4月の時点で参考人招致の4名の方を皆様のお手元に届いた中では、■■■■さん、■■■■さん、それと、■■■■さんに出しましたが、代表の方がいらっしゃったり、■■■■さん呼びかけをしたのに、■■■■さんがいらっしゃった、■■■■さんですね、聞き取りにくいところがありますが、それぞれ、代表の方に4点ほど質問させていただきたいと思います。

このような参考人招致は実績もないし、農林水産省と農政局が管轄しますが、問合せしましたところ、局までは上がってこない、県で止まるということで、招致しています。

私も、■■■■さんの組織を知らないもので、相談役ではなく、取締役でいらっしゃるということですね。

この35条というのは、犯罪捜査を目的とするものではない、議事録は残ります。

ご存じだと思います。

今日、いらっしゃるののは、取締役の■■■■様ですね、こういう件について、取締役の立場でどういうアドバイスをされたのか。それをお聞きしたいと思います。

2点目は、■■■■さん、文書的には■■■■さんと■■■■の■■■■さまですね、お聞きしたかったのですが、なぜですか。

■■■■
■■■■ 氏

農業委員会の方にお聞きして、代表か、答弁できる人ということ
でし
た。

木下委員 私どもは、当初の段階では、あの方がメインで話をしていただける
もの
と、解釈しておりました。

5月15日に一月の総会をする中で、運営委員会の中で協議し
ており
ました。

■■■■さんが出ていらっしゃるということをお聞きしましたものですか
ら、事
務局で決裁を受けていたんですけど、届いていなかったのしょう
か。

誰が、出るか、事務局に電話しております。

確かにあったということで聞いております。

なぜ、皆に知らせなかったのか、もの凄く不安に思っています。

23日にならないとわからないと、24日になっても、連絡がない。

これは、我々に対する圧力としか思えないのでは、私は個人的に
思え
ます。

■■■■■さんは、■■■■■をされて、今度の■■■■■ですかね、27日は、
今日から■■■■■が始まります。
そういうことを口に出すのは、■■■■■に対して失礼だと思っ
ていま
す。

どのような意図があつて、そのような発言をされたのか、そのところ
を今
日は■■■■■さんがいらっしゃいませんので、誰がそういうことを言われ
たの

かわかりませんが、教えていただきたいと。

3つ目は、■■■■■さん、実際に見てみましょうということで見
て
きました
た。
今日は中の方で作業をしていらっしゃいました。1戸の住宅が
来て

いました。

建物の業者さんは、このような状態にあることを分かっています
か。
もう一つは、残りについてどういう状態になっているのか、次の建
築が始
まるのか、それもまた、おかしいということで、全然無視して、やられ
るの
か。

その3点についてお聞きしたいと思います。

事務局

只今の委員の質問について、補足説明いたします。

農業委員会等に関する法律第35条により参考人招致しておりますが、その35条について読み上げます。

農業委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができるとなっております。

そのため、今回4か所に文書の方を出しました。

文書には法人の代表者宛に送付しておりますが、今回、参考人として、総会において答弁が出来る方、若しくは責任ある立場の方ということですので、本日、ご出席いただいている方々につきましては、35条に記載のとおり、出席いただける方としております。

それと、文書の起案のことですが、23日までに報告期限をお願い

いしておりましたが、連絡を受けて、24日までに報告を受けておりますので、問題はないとしております。

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

今回、いろいろ迷惑をお掛け致しまして、本当にすみませんでした。

我々は、最初、図面どおり指示しておけばこういう事はなかったということですが、私が手抜きをしたということで、本当に迷惑をお掛け致しました。

今、現場を見ていただければ、わかりますけど、完全にきれいになりました。

一度、見に来ていただいて、きちんと検査していただいて、行っていただきたいと思います。

それと、今、一つ家が建っておりますが、後はまだですね、進めておりません、こちらの方がうまく行きますから、次をしようと思っていますので、その後にしたいと思います。

よろしく願いいたします。

木下委員

今の取締役は、この場ではないと予想しておりました。

誰がそのアドバイスをしたのか。

私は、■■■■■さんが見えになると思っておりましたが、

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

私は、達蔵です。

木下委員

■■■■■の■■■■■さんと聞いたので、会議では。

今日から県議会ですよ。

木場委員

10番の木場です。

いろいろ言われておりますけど、きちんとしておけばこんなことにはならなかったと思います。

■■■■さん、そこはきちんと精査して、自分たちが責任をもってやっている仕事ですので、頑張っていたきたいと思います。

法律があるから社会は成りたっているし、その旨をしっかりと踏まえて頑張

っていたきたいと思います。

農地を取得された■■■■さんは、レモンを栽培するという計画ですが、今日はお見えになっていませんので。

■■■■
■■■■ 氏

植えるように準備しております。

木場委員

現況では、宅地分譲された箇所には、一般住宅が建てられ、計画を進めているようですが、農地の活用について質問します。

ご提出いただいた顛末書では、1月から2月について、土づくりをし、3月から4月に植え付けをする計画のようです。レモンの苗木は購入されているのでしょうか。

今後の農地の営農計画について確認いただき、レモンを植え付けするまでの間の農地の営農計画を提出いただきたいと考えます。

■■■■
■■■■ 氏

今、吹上にオリーブと、メロンを作っておりまして、こちらでも、レモンを作っていないといけないと、試験的にしていきまして、それがうまくいき、こちらに移動してきまして、その時はよろしく願います。

議 長 営農計画書を事務局に提出いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに、御質疑ございませんか。

小園委員 16番、小園です。

宅地として販売している件について、質問いたします。

宅地建物取引業法第36条(契約締結等の時期の制限)では、宅地建物取引業者は、宅地の造成又は、建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第29条

第一項又は第二項の許可、建築基準法第6条第一項の確認、その他法令に基づく許可等の処分が政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは、当事者を代理して、その売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならないとありますが、ここでいうその他法令に基づく許可等に農地法が含まれると思いますが、どのように判断され、土地の売買等を進められたのでしょうか。

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

今回は、4条関係が全部終わってから、してもらわないといけないと思います。

事務局

今の質問は、宅地建物取引業法の第36条の部分で、政令に農地法が含まれるかどうかということと、居宅が建っておりますので、販売の契約をしているのかしていないのか、わかりませんが、契約をしているのであれば、法令に抵触しないのでしょうかという恐れがあるので、その確認をしましたかということ聞いております。

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

これについて、農地法が抵触するかどうかということについて、確認はしてないです。
すみません。

事務局

販売の契約はされていますか。

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

販売をしているので、今、一件、家が建っている状態です。

事務局

ということは、土地を売った契約がされているということですね。

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 氏

契約をされているので、今、家が建っております。

事務局

■■■■■の■■■■■さんに質問ですが、今、建築中で、土地の売買契約は済んでいる状態だと思いますが、一件家を建てる場合は、一生の買い物になると思います。

許可のないままで家が建築されている状態ですけど、参考までに、買主の方は、他法令、農地法についての許可が下りていないというのは、ご存じでしょうか。

■■■■■
■■■■■ 氏

おそらく、知っていらっしゃると思います。

■■■■■を介して伝わっているかと思います。

事務局

ということは、農地法の許可が下りなかった場合、契約書等の中に許可が下りなかったら無効になるという記載等がありますか。

■■■■■
■■■■■ 氏

すみません、私どもは契約書を作成していませんので、確認してみないと分かりません。

事務局

宅地建物取引業、いわゆる■■■■■さんは免許を持っておりますので、そこに基づいて手続きをどのようにされましたかという話の整理をさせていただいたところです。

契約書の中身の確認が取れないということなので、農地法の手続きが先ほどに該当するなら、そこら辺の所は、特約に謳わないといけないはずなので、先ほど言いましたとおり、売買の契約ができないのに、売っているとすると困りますので、そこら辺の確認を監督庁が県になりますのでという話をしているところでもあります。

議長

宅地建物取引業法に関する件につきましては、参考人の方で、監督官庁である県に確認をしていただき、農地法が宅地建物取引業法第

36条のその他政令に基づく許可等に該当するかどうかを確認してください。

確認の結果、しかるべき手続き等が必要である場合等についての対応策も文書で回答していただきますよう依頼します。

参考人、よろしいでしょうか。

事務局の内容説明をお願いします。

事務局

今回の件についての手続き等について完了しているもの完了していないものを事務局のほうから説明させていただきます。

まず、申請に基づく工事が完了しているか、ということですが、完了は今日参考人からありましたとおりの図面を持って完了したという報告を受けていますので、それを受けまして事務局と林務水産課・都市整備課の立ち合いのもと現地を確認し、図面通り完了しているかという事を確認させていただいて次回の総会までに報告したいと思っております。

また、顛末書に代わる部分は参考人招致を今回開かせていただきまして、皆様聞いていただいた通りのことです。

一応、今回の総会を受けまして聞き取りした内容を精査して参考人にも流した中でこういうことの顛末でしたという事なので事務局側で作成したいと思っているところです。

最後の各種法令の手続きなのですが土地利用協議書につきましては
都市整備課に提出されて手続きを完了しております。

あと、土地改良区の利用計画につきましては先程、排水のところ
が越境確認の工事のため図面と若干違っていましたので図面の差し
替えを今日したということなので、関係課に確認をとってその通り完
了したかということを確認してから事務局で確認したいと思しますので、
それが未完成という事です。

その他の法令につきましては、耕地林務水産課関係の分と土地
改良区に出さないといけない部分が本当に確認取れたかという事を
帰ってから確認したいと思います。

今回の総会で意見決定することは難しいのではないかと思います。

一番は申請書のと通りの工事が完成したということの確認が取れ
ませ
るので、今回も保留にさせていただければと事務局では思っている
ところ
です。以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

中島委員

8番 中島です。

先ほど、参考人に質問したときに地目変更をするときに当初の
駐車
場図面で申請をしたと言われましたが、この時点で登記地目は雑
種地、

公衆用道路に変わっております。

事務局はご存じだったのですか。

事務局 何回か総会でも話をしたのですが12月で雑種地に地目変更してお
りま
して、令和6年の1月に今の宅地と公衆用道路ということで、さらに地
目
を変更しております。2回変更しております。

それは登記簿で確認しております。登記簿はもちろん1月31日で
申請
書が提出されましたのでまた変更されているなというのは確認させて
いた
だいているところです。以上です。

中島委員 ということは、これは違法転用だったということですか。
虚偽申請ですか。

事務局 まず、駐車場と申請して宅地分譲の状態になったのは、私どもが
初めて知ったのは8月31日に ████████ さんが宅地分譲にしたいの
ですがどうしたらいいですかというご相談を受けました。

そこで現場を確認するともう宅地分譲になっていました。

先ほど説明があったとおり、令和4年度11月頃には駐車場に完
成したという話で写真はありますという事なので写真を見せていただ
ければと思っておりますが、その時に地目変更はしていないのです。

令和5年の12月に地目を駐車場にしたということで地目変更をし
ているので、事務局としては宅地分譲の状態になっているのになぜ
駐車場で法務局は地目変更をしてしまったのだろうかという疑問はず
っと残っています。

だけど、何かしらの手続きで変更がされていますので、そこまで立
ち入って事務局のほうで聞こうとは思ってなかったところがあります。

その後、それに基づいて1月6日に宅地や公衆用道路、さらに地
目変更しているという状況です。

中島委員 はい。わかりました。

議長 只今、審議保留の意見がありました。
採決に移ります。
議 工事完成確認及び各種手続きが完了するまで、議案第113号、
案第114号、議案第118号、報告第32号について、審議保留扱
いと
するということよろしいでしょうか。
賛成の委員の挙手をお願いします。

委員・推進委員 (挙手)

議長 挙手、全員であります。
議案第113号「農地転用事業計画変更申請(承継なし)の承認
について」(保留分)、議案第114号「農地法第4条の規定による
農地等の転用許可申請承認について」(保留分)、議案第118
号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申
請承認について」(保留分)及び報告第32号「農地形質変更届の
専決処分について」(保留分)については、工事完成確認及び各
種手続きが完了するまで、審議保留とすることに決定いたしました。

ここで10分間の休憩をとります。

14時40分から再開いたしますので、それまでにはお席にお
戻りく
ださい。

(休 憩)

議長 次は、議案第150号「農地法第5条の規定による農地等の所
有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第150号を説明いたします。資料は8ページから9ペー
ジをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号13番から17番までの5件で、登記地
目 田4筆2, 511㎡、畑3筆1, 533㎡、合計7筆4, 064㎡の申
請がありました。

内容を説明いたします。

受理番号13番から17番は、一般住宅、建売住宅と通路の目的でそれぞれ申請されるものです。

14番は、占用部分 4.83㎡と一体利用で総面積1,625.83㎡となります。

16番は、一般住宅の500㎡を超過しているため、地積超過理由書が添付されています。

17番は、仮換地実測418.61㎡となります。

以上5件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 　3番 薬師寺が13番から15番を報告いたします。

5月10日、濱田推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

13番 位置図2ページ、調査表1ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されています。一般住宅の転用目的です。

14番 位置図3ページ、調査表2ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていません。建売住宅・通路の転用目的です。

15番 位置図4ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていません。建売住宅・通路の転用目的です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

西委員 　　15番、西が16番を報告します。

5月9日、谷山委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

転用目的は、一般住宅の目的で申請されるものです。

一般住宅の基準である500㎡未満を超過しますが、添付してある地積超過理由書のとおり、養鶏業を営んでおり、トラックの進入路：

幅員6mを確保する必要があるとあり、やむを得ないと判断しました。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

薬師寺委員

3番 薬師寺が17番を報告いたします。

調査日、調査委員は先程の報告と同じです。

位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていません。一般住宅の転用目的
です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地

調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当
と判断しました。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議案第150号につきまして採決いたします。
議案第150号については、原案のとおり許可相当と意見決定する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

認さ

賛成全員であります。議案第150号については、原案のとおり承
れました。議案第150号については、許可意見を付して鹿児島県
知事
に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第151号「農地法第5条の規定による農地等の賃借
権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第151号を説明いたします。資料は10ページをご覧ください。

農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号18番の1件で、登記地目 畑1筆922㎡の申請がありました。内容といたしましては、18番は、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を整備するものです。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第151号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　　9番 下茂が18番を報告いたします。
5月10日、上小川推進委員と事務局 西代理・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図7ページ、調査表6ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていません。申請内容は太陽光発電施設です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第151号については、原案のとおり許可相当と意見決定すること

に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第151号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して
鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第152号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借
権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第152号を説明いたします。資料は11ページをご覧ください。

農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照
ください。

今月の申請は、受理番号19番の1件で、登記地目 畑1筆368㎡の
申請がありました。

内容といたしましては、19番は、申請地を父から借り受けて、一般住宅
の目的で申請されるものです。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査
及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第152号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調
査を行っておりますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6番 小城が19番を報告いたします。

5月10日、春田推進委員と事務局 梶原・吉原職員と現地調査を
実施しましたので、報告します。

位置図8ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。一般住宅を建てる予定

今般、それぞれ、原野及び山林へ地目変更するための申請です。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第153号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番 小城が5番を報告いたします。
調査日・調査員は先程のとおりです。
位置図9ページ、調査表8ページをご覧ください。
申請地の現況は原野で本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

木場委員 　　7番、木場が、6番を報告します。
5月9日、鬼塚推進委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図10ページ、調査表9ページをご覧ください。
申請地は、昭和59年頃、申請人の亡き母が居宅を移設して以来、耕作しておらず、庭として利用され、現在は、防草シートを敷き、農地性はありません。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第153号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第153号は原案どおり決定されました。

次は、議案第154号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第154号を説明いたします。資料は13ページから14ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号13番から17番の5件で、田4筆2,810㎡、畑6筆2,004㎡、合計10筆4,814㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「営農開始」、「規模拡大」、譲渡人の「相手

方の要望等」により、それぞれ売買されるものです。

なお、14番、16番及び17番は、新規就農のため営農計画書が添付されています。

17番は、議案第150号受理番号16番の農地転用に伴う分筆の残地となります。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件

部

について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全

効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものでは

ありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第154号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が13番を報告いたします。

調査日、調査委員は先程の報告と同じです。

位置図11、12ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は田・畑で田は現在も耕作されています。畑は耕

作さ

れていませんでした。

権利取得者は規模拡大の為の権利取得で水稻・季節野菜を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

下茂委員

9番 下茂が14番を報告いたします。

調査日、調査委員は先程の報告と同じです。

位置図13ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で管理されておりました。

権利取得者は規模拡大の為の権利取得で野菜を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、

申

請は許可相当と考えます。以上です。

梶原委員

18番 梶原が15番を報告いたします。

5月9日、高木推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施

しましたので、報告します。

位置図14ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況はきれいに耕作をされておりました。

権利取得者は規模拡大の為の権利取得で野菜を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請

は

許可相当と考えます。以上です。

小園委員

16番、小園が16番を報告します。

5月9日、古川推進委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図15ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。

権利取得後は、申請人は、障害児の福祉サービスを行っており、

申請地に隣接している家屋も購入され、障害児のリハビリとして、

野

菜を栽培予定です。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

西 委員 15番、西が17番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図5ページ、調査表14ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
権利取得後は、養鶏業を営んでおり、飼料作物を栽培予定です。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び
地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第154号については、原案のとおり処分決定することに賛成の
方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第154号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第155号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移
転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第155号を説明いたします。資料は15ページから16ページ
をご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号18番から22番の5件で、登記地目 田8
筆
4,663㎡、畑4筆1,760㎡、合計12筆6,423㎡の申請がありました。
申請理由といたしましては、いずれも「遺言による特定遺贈」、「知
人
間」等の贈与によるものです。

なお、21番は、遺言書による特定遺贈と新規就農のため、営農計画書を添付しております。

19番、22番は、新規就農のため営農計画書が添付されていません。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第155号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番 小城が18番から20番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

18番 位置図16ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で栽培されておりました。引き続き、野菜・花等を栽培する予定となっております。

19番 位置図17ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作はされていませんでしたが、きちんと耕運されておりました。野菜を栽培する予定となっております。

20番 位置図18ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は田で水稲が耕作されておりました。引き続き、水稲を耕作する予定となっております。

3件とも経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

下茂委員 　　9番 下茂が21番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図19ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は田と畑で耕作されておりました。野菜と水稲を耕作する予定となっております。

権利取得者は規模拡大の為の権利取得で全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

磯道委員

17番 磯道が22番を報告いたします。

5月1日、廣庭推進委員と事務局 坂元職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図20ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で現在も耕作されています。

権利取得者は規模拡大の為の権利取得で野菜を栽培予定です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はな

く、申請が許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

梶原委員

22番についてです。受人と渡し人の年齢が逆と思うのですが。

梶原主幹

22番ですね。渡人は税理士の83歳の方で間違いございません。受人は69歳の自営業の方です。兄弟間での贈与です。

梶原委員

譲受理由と譲渡理由が違うのでは。

梶原主幹

すみません。兄ではなく弟への贈与です。逆でした。申し訳ございません。

梶原委員

わかりました。

議長

他に御質疑ございませんか。

有馬委員

12番 有馬です。

20番ですが、水引町の案件ですが、田んぼが非常にいびつになっておりますが、これは高速道路ののり面でこのようになっているのですか。

一番狭い田んぼが139㎡となっていて変だと感じたので。

梶原主幹 形が不正形なのですが、一枚にまとまったりしています。先がとがっているのもあります。

5455番の1から6までが不正形になっています。

有馬委員 形が変だと思ったので。分かりました。

議 長 他にご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第155号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第155号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第156号「農用地利用集積計画案(利用権設定)の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号13番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第156号を説明いたします。資料は17ページから19ページをご覧ください。

今月の申請は、田 27,330 m²の申請がありました。

利用権設定10件中、認定農業者等に係わる分は10件です。

議事参与案件を除く、案件について説明します。

議事参与案件を除く、受理番号4番から12番は、申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。
議事参与案件を除く、受理番号4番から12番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議事参与案件を除く、受理番号4番から12番につきまして、原案のとおり意見決定いたします。
次に、議案第156号受理番号13番に係る議事参与案件について審議に入ります。
小園委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

小園委員 　　（退席・退室）

議長 　　議案第156号受理番号13番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第156号13番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の小園委員、ご本人ですので、内容説明いたします。資料は19ページをご覧ください。

受理番号13番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第156号、受理番号13番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第156号、受理番号13番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
小園委員の入室をお願いします。

小園委員 (入室・着席)

議長 議案第156号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。
次は、議案第157号「農用地利用集積計画案(所有権移転)の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき事務局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるところでございます。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第157号を説明いたします。資料は20ページから21ページをご覧ください。
今月の申請は1件で、田1,658㎡の申請がありました。
申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第157号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第157号は原案のとおり意見決定いたします。

議案第157号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第158号「農用地利用集積計画案(農地中間管理施設)の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第158号を説明いたします。資料は22ページから26ページをご覧ください。

今月の申請は、田26,904㎡、畑2,126㎡、合計29,030㎡の申請がありました。

管理権設定23件中、認定農業者等に係る分は20件です。
申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第158号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第158号受理番号3番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第158号は原案のとおり意見決定いたします。

川内 議案第158号「農用地利用集積計画案(農地中間管理権設定)の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩

川内

市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

しま 次は、議案第159号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化

の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」を議題といた

しま

す。

事務局の内容説明をお願いします。

局長 議案第159号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について説明いたします。

資料は27ページから33ページになります。

農業委員会法第37条に基づく情報の公表として、令和5年度農

業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状

況の公表(案)を審議いただき総会の議決を求める議案であります。

それでは主なものについて、説明いたします。

28ページ1農業委員会の状況についてですが、1農業委員会の現在の体制と2農家・農地等の概要について、農家数、農業者数、経営数、耕地面積等を示しております。

続いて資料の29ページ中段の農地の集積の③実績ですが、今年度の新規集積面積は、△19.3haとなり減少しています。今年度末の集積面積は、1,164.9ha(△19.3ha)で、農地面積に対する集積率は、29.2%(+0.3%)となっており、目標に対して、89.3%(+4.5%)となっています。

点検結果としては、目標に対して、達成はできませんでしたが、概ね目標が達成されました。

今後、集積率を上げるためには、新たな担い手の育成・確保を行うことが課題であります。

続いて29ページ上段の(2)遊休農地の発生防止・解消の③実績ですが、緑区分の遊休農地の解消実績面積は、30.1ha(△10.0ha)、目標に対する達成状況は、41.4%(△13.8%)です。

前年度に新規発生した緑区分、いわゆる人力・農業用機械で草刈り、耕起、抜根、整地によりただちに耕作することが可能な土地の遊休農地の解消実績面積は、40.1ha(+10.8ha)です。令和5年度の農地の利用状況調査による遊休農地の面積は、577.3ha(△22.8ha)で、緑区分の遊休農地は388.2ha(+24.8ha)、黄区分、大規模な整備、重機等の使用により利用可能な土地の遊休農地は、189.1ha(△47.6ha)です。

点検結果としては、有効利用できる農地は、有効利用できるよう推進するとともに、再生利用が困難と思われる農地は、非農地判断の取り扱いを進めました。

続いて30ページ上段、(3)新規参入の促進の実績ですが、新規参

入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は1.6ha(△2.1ha)です。新規参入者の参入状況は、3経営体(△2経営体)で、取得農地面積は6.0ha(△2.3ha)です。状況としては、農業者全体の高齢化及び担い手の伸び悩み等で、後継者不足が深刻な状況であります。

資料の31ページ中段、2 最適化活動の活動目標 (2)活動強化月間の設定の②実績は、設定回数は3回で、農地の取得、遊休農地の解消、新規参入の推進に取り組みました。

次に、資料の32ページ中段、(3)新規参入相談会への参加②実績は、さつま町で開催された新規就農者を励ます会に会長が参加しました。

続いて、目標の達成状況の評語は、目標に対し、期待を上回る結果が得られました。各評語別の結果は、目標に対し大幅に上回る結果は、0人(△7人)、期待を上回る結果は2人(△18人)、期待どおりの結果が得られた場合は46人(+34人)、期待をやや下回る結果が4人(+3人)となりました。委員皆様の日頃からの積極的な活動により、今回の結果が反映されたものと思っており、大変感謝申し上げます。

続いて、資料の33ページ、Ⅲ事務の実施状況ですが、1総会、

